社会福祉法人大石ヶ原会 認知症対応型共同生活介護

グループホームこころ

運 営 規 程

認知症対応型共同生活介護

グループホームこころ 運営規程

目 次

第1章 総 則

第1条 目 的

第2条 運営方針

第3条 事業所の名称及び所在地

第2章 職員

第4条 職員の職種、員数及び職務内容

第5条 勤務体制

第3章 利用に係る事項

第6条 利用定員

第7条 利用希望者の調査

第8条 受給資格の確認

第9条 契 約

第10条 契約の終了

第11条 サービスの内容

第12条 利用にあたっての留意事項

第13条 緊急時等における対応方法

第14条 契約者の責務

第15条 利用料金等

第16条 利用料金の支払い

第17条 利用料金の変更

第4章 非常災害対策

第18条 非常災害対策

第5章 苦情処理体制

第19条 苦情処理

第6章 権利擁護

第20条 虐待防止の措置に関する事項

第7章 その他の重要事項

第21条 衛生管理

第22条 協力医療機関

第23条 守秘義務

第24条 地域社会との連携

第25条 会 計

第26条 記録の整備

第27条 その他の重要事項

附則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人 大石ヶ原会(以下「法人」という。)が経営するグループホームこころ(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護の管理運営において、契約書及び重要事項説明書を定め、利用者に対し適正な認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者へのサービスの提供に関する計画に基づき、 その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続 したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的 な日常生活を営むことを支援する。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 認知症対応型共同生活介護 グループホームこころ
 - 二 所在地 仙台市青葉区南吉成7丁目4番1

第 2 章 職 員

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
 - 二 介護職員 12名以上 利用者の認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護及び、日常生活 の援助を行う。
 - 三 計画作成担当者 1名以上 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(勤務体制)

第5条 勤務体制については、重要事項説明書に定めるものとする。

第 3 章 利用に係る事項

(利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

(利用希望者の調査)

- 第7条 利用希望者の調査は、本人・家族(利用申込者)との面接により行うものとする。
- 2 前項の調査は、生活状況、家族状況、身体状況、健康状態等について詳細に聴取するものとする。
- 3 前項の調査に基づく、利用の適当・不適当に対する当事業所の判断結果については、利用申込者 に報告するものとする。

(受給資格の確認)

第8条 事業所を利用する際、利用者の提示する介護保険被保険者証において、要支援・要介護認定 の有無及び有効期間を確認することとする。

(契約)

第9条 事業所を利用する際において、契約書及び重要事項説明書により利用者にサービスの利用方法・内容等について充分な説明を行い、同意を得ることとする。

(契約の終了)

第10条 利用者が契約書及び重要事項説明書に定める契約の終了事由に該当した場合、契約は終了するものとする。

(サービスの内容)

- 第11条 サービスの内容は、次のとおりとする。
 - 一 日常生活上の世話
 - イ、食事
 - ロ、入浴又は清拭
 - ハ、排泄
 - 二、着替え、整容、買い物その他の日常生活上の世話
 - ホ、健康管理
 - へ、その他医師の指示による医療処置
 - ト、相談及び援助
 - 二機能訓練
 - イ、生活リハビリ
 - ロ、個別リハビリ
 - ハ、集団リハビリ
 - 三 余暇活動援助

- イ、個々の興味や趣味に応じた活動
- 口、誕生会
- ハ、年中行事
- 二、散歩、買い物等の外出
- 四 小口現金の管理・代行事務
- 五 その他

(利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者が介護サービスの提供を受ける際の留意事項については、契約書及び重要事項説明書に定める通りとする。

(緊急時等における対応)

第13条 利用者が身体に急変その他緊急に対処すべき事態が発生したときは、速やかにかかりつけ 医に連絡し、指示に従い適切な対応を行うと共に、家族への連絡及び管理者への報告等必要な対応 を行う。

(契約者の責務)

第14条 契約者は前項の連絡を受けた時、速やかに現場に駆けつけ必要な対応を行うものとする。 2 通院及び入院、外泊に関しては、契約者が主となりその対応を行うものとする。

(利用料金等)

- 第15条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 前項の他、家賃、食費、水道光熱費、管理費(共有スペース設備の保守点検、定期清掃費委託料、 建物修繕費等)介護保険給付対象外のサービス利用料については別表に掲げるものとする。

(利用料金の請求)

第16条 前条に定めるサービス利用料金は1か月毎に計算し、翌月10日までに請求することとする。 2 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

(利用料金の変更)

- 第17条 利用者の要支援・要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとする。
- 2 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、第15条第2項利用料金を相当な額 に変更することとする。
- 3 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとする。
- 4 前2項、前3項の変更があった場合は、契約者に事前に通知し文書による同意を得るものとする。

第 4 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害に備え、防災計画に基づき定期的に避難誘導その他必要な訓練をする とともに、防火管理に努めるものとする。

第 5 章 苦情処理体制

(苦情処理)

第19条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第108条に規定する 苦情解決体制を整備するため、法人に福祉サービス向上委員を置き、事業所に苦情受付担当者及び 苦情解決責任者を設置し、別に定める規程により事業の福祉サービス向上に努めるものとする。

第 6 章 権利擁護

(虐待防止の措置に関する事項)

- 第20条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知 徹底を図るものとする
 - 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - 四 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等 に協力するよう努める。

第 7 章 その他の重要事項

(衛生管理)

- 第21条 利用者に対する衛生管理については次の通りとする。
 - 一 食中毒及び感染症の発生予防に努め、必要に応じ保健所の助言、指導を求めると共に密接な連携を保つこととする。
 - 二 空調設備等により施設内の適温の確保に努めることとする。

(協力医療機関)

第22条 協力医療機関については、重要事項説明書に定めるものとする。

(秘密保持)

第23条 職員はその業務上知り得た、利用者またはその家族(契約者)の秘密を保持する。また、 退職後においても同様とする。

(地域との連携)

第24条 常に地域社会との連携を保ち、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活 が営めるよう配慮する。

(会 計)

第25条 指定認知症対応型共同生活介護サービスに関して、他の介護給付等対象サービスと経理を 区分すると共に、介護保険事業の会計とその他の事業の会計を区分することとする。

(記録の整備)

- 第26条 以下に掲げる利用者に係る日々の記録については、完結の日から5年間保存することとする。
 - 一 認知症対応型共同生活介護サービス計画書
 - 二 サービスに係る記録
 - 三 市町村への通知に係る記録

(その他の重要事項)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の施設長及び管理者 との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規則は、平成29年 3月21日から施行する。
- この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規則は、令和 2年 8月10日から施行する。
- この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規則は、令和 5年 2月 1日から施行する。
- この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表

①家 賃 50,000円/月

②食 費 1,392円/日

③水道光熱費 700円/日

④管理費 5,000円/月

⑤おむつ代

紙オムツ 2,500円/袋 (M30枚、L26枚)

リハビリパンツ 1,200円/袋(S22枚、M20枚、L18枚、LL16枚)

紙パット 1,600円/袋(30枚)

紙パットワイドロングライト 1,100円/袋(42枚)

※その他の種類に関しては市価購入金額

⑥理容 [理容サービス] 理容師の出張による理容サービス (調髪、顔剃)。

利用料金:1回あたり1,000円 ※市価購入金額

⑦レクリエーション、趣味活動

レクリエーションや趣味活動にかかる材料費、入場料、外食の費用等。

利用料金:市価購入・利用金額

(8) 複写物の交付 サービス提供についての記録を複写する場合。

利用料金:1枚につき10円

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用

⑩二者契約書第19条 三者契約書第20条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室 が明け渡された日までの期間に係る料金 (日額)

ご利用者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5
料金	7,733 円	8,092 円	8,339円	8,503 円	8,678 円

ご利用者が、要介護認定で要支援2と判定された場合 7,692円